

一般競争入札の執行について

一般競争入札を次のとおり実施するので、隠岐の島町契約規則(令和2年6月17日規則第37号)第4条の規定により公告する。

令和4年8月1日

隠岐の島町長 池田高世偉

1. 入札に付する事項

- (1)工 事 名 隠岐島木材業製材業協同組合内木材乾燥施設更新工事
- (2)工事場所 隠岐の島町 原田 奥ノ原 986 番地 6
- (3)工事概要 木材乾燥機設置 2 基

ア 乾燥機

- ① 乾燥機本体
- ② 送風装置
- ③ 加熱装置
- ④ 加湿装置
- ⑤ 換気装置
- ⑥ 搬出入扉
- ⑦ 搬出入装置
- ⑧ 測温装置
- ⑨ 含水率測定装置
- ⑩ 制御装置

イ ボイラー及び付帯設備

- (4)完成期限 令和5年3月25日

2. 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2)町税及び水道料金等、隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- (3)消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4)入札に参加しようとする他者との関係が次のいずれにも該当しないこと。

ア) 親会社と子会社の関係

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係

エ) アからウまでと同視し得る資本関係または人的関係

- (5) 公告の日から開札日までの間において、本町から隠岐の島町建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年告示第 2 号)第 8 条に規定する入札参加の停止措置を受けていない者。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者)であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 当該建設工事の建設業許可(機械器具設置)を有する者。
- (9) 元請として、島根県内で平成 24 年度以降に完成した 16 m³級以上の木材乾燥機の施工実績が 2 件以上あること。

3. 一般競争入札参加資格審査申請の方法等

(1) 提出書類

- ア) 競争参加資格確認申請書(様式第 1 号)
- イ) 実績調書(様式第 2 号)
- ウ) 配置予定技術者調書(様式第 3 号)
- エ) 見積り設計図書
 - 1) 見積り設計仕様書
 - 2) 全体配置図
 - 3) 工事工程表

(2) 受付場所 隠岐の島町役場 農林水産課

(3) 受付期間 令和 4 年 8 月 1 日(月) — 令和 4 年 8 月 19 日(金)

- (4)受 付 時 間 8時30分 － 17時まで
(但し、隠岐の島町の休日を定める条例(平成16年条令第2号)第1条第1項に規定する町の休日(以下「休日」という。)を除く。)
- (5)提 出 方 法 郵送又は直接持参すること(FAXは認めない。)

4. 参加資格決定通知の方法等

- (1)通 知 日 随時通知するものとし、最終の通知を令和4年8月22日(月)に予定している。
- (2)方 法 メール又はFAXにより通知し、競争参加資格確認通知書は別途交付する。
尚、競争入札参加を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、競争参加資格がないとされた説明要請書(様式第8号)を令和4年8月26日(金)17時まで、隠岐の島町役場農林水産課まで直接持参又はメールで送付すること。回答は、令和4年9月2日(金)までに回答する。

5. 設計図書の閲覧及び配布設計図書等の公告と同時に次のとおり閲覧又は配布に供する。

- (1)閲覧及び配布期間 令和4年8月1日(月) － 令和4年8月26日(金)
- (2)閱 覧 時 間 8時30分 － 17時まで (但し、休日を除く。)
- (3)閲覧及び配布場所 隠岐の島町役場 農林水産課
- (4)配 布 方 法 申請書等様式及び設計図書等は、電子データで配布します。
配布方法はCDR又はUSBメモリを持参若しくはメール配布とする。(本町 農林水産課の代表メール宛でのみ)

6. 現地説明会 実施しない

7. 設計図書等に関する質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1)受 付 場 所 隠岐の島町役場 農林水産課
- (2)受 付 期 間 令和4年8月1日(月) － 令和4年8月26日(金)17時まで
- (3)提 出 方 法 持参又はメール
- (4)回 答 期 間 参加資格通知日 － 令和4年9月2日(金)17時
- (5)回 答 方 法 入札参加者全員に随時メールにて回答する。

8. 入札場所及び日時

(1)入札予定日時 令和4年9月8日(木) 13 時 30 分

(2)入札予定場所 隠岐の島町役場 2 階 201 会議室

但し、日程、場所等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

9. 入札参加資格の喪失

4. の参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が資格要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格審査申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

10. 入札条件等

- (1)入札保証金 免除
- (2)契約保証金 契約金額の 1/10 以上
- (3)前払金 有(4/10 以内)
- (4)最低制限価格 無
- (5)調査基準価格 有

11. 入札方法

- (1)入札執行に先立ち競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2)本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3)入札回数は再度を含め3回とする。
- (4)第1回目の入札に際し、工事内訳書を提出する。
- (5)応札者が1者の場合でも入札は実施する。
- (6)再度入札しても、落札者が決定しない場合は、入札額が最低の者と、地方自治法第 167 条の2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約の協議を行う。
- (7)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 契約締結に関する事項

- (1)本業務の、落札決定の日から 7 日以内(休日を除く。)に契約を締結する必要がある。

(2)本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

(3)本工事の契約は議会の議決に付すべき契約であるため仮契約とし、議会の議決があった時には、何らかの手続きをすることなくその確認をした日をもって本契約とする。

13. 支払い条件

(1)前払金

工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合は、契約額の 4 割以内で前払金を請求できる。

(2)部分払

当該年度の金額(年度額)以内の額とする。また回数は 2 回を限度とする。

14. その他

この公告に記載していない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、隠岐の島町契約規則その他関係法令の定めるところによる。

15. 担当課

隠岐の島町役場 農林水産課

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 7 8 番地 2

電 話 08512-2-8563

メール nourin@town.okinoshima.shimane.jp